

第10次千葉市交通安全計画(案) パブリックコメントの意見の概要と市の考え方について

No.	該当箇所	意見の概要	市の考え方	修正
1	計画(案)全体	本計画案や、実施計画、年度計画等が実行性のあるものとなるよう要望する。	ご意見を参考に、計画にある取組が適切に実施され、実効性のあるものとなるよう運用してまいります。	-
2	第1編第1章1 道路交通事故のすう勢等	・事故を引き起こす車・自転車の市内保有数の推移を示すべきではないか。	ご意見を参考に、自動車の保有台数の推移を記載しました。	第1編第1章1の(2)交通事故のすう勢等の最後に、参考として自動車保有台数のグラフを表示。
3	第1編第1章 重点項目1	・高齢者が第一当事者となる事故件数の割合について、高齢者自体が増加しており、事故件数が減れば、相対的に高齢者のかかわる事故の割合が増えることになるので、割合のみではなく、絶対数も示すべきである。	ご意見を踏まえ、件数を併記いたします。	重点項目1、高齢者が第一当事者となった事故件数の割合のグラフに件数を表示。
4	第1編第1章 重点項目2	中高生の自転車の安全利用に関して、安全講習を受け、また保険に加入している生徒に対しては、駐輪場の優先利用の優遇措置を設けてはどうか。	自転車安全利用講習会を受講した方に対して駐輪場の優先利用のインセンティブを付与しております。また、高校生以下への駐輪場定期利用料の減額措置を設けております。	-
5	第1編第1章 重点項目2	現在までに整備された自転車走行環境の効果がよくわからないため、利用状況や効果の分析などへの言及があってもいいのではないか。	自転車走行環境の整備は、法令等に基づく自転車の走行位置を明確にするために実施しているものです。今後も正確な自転車走行への意識付けが図られるよう、走行環境の整備とともに、近隣の学校や自治会等へ利用の啓発を実施してまいります。	-
6	第1編第1章 重点項目3	東京オリンピック・パラリンピックの開催に伴い、サイクルポートでの乗降を可能にするコミュニティサイクルの導入を再度検討してもらいたい。	交通安全計画は、交通安全に係る取組を定めております。 なお、コミュニティサイクルについては、平成26年度まで実施していた社会実験にて、一定の効果とともに、費用等の課題も明らかになっております。これらも踏まえ、今後、自転車の特性をまちづくりに活かした様々な取組を検討してまいります。	-

No.	該当箇所	意見の概要	市の考え方	修正
7	第1編第2章第2節 第1の柱(1)	千葉県交通安全条例により「交通安全の日」などが定められているが、これらを知っている県民、市民はほとんどいない。また、これらの日に学校でも交通安全を強調していないほか、県も市も警察もこれといった活動は行っていない。	交通安全協会などの関係団体との連携等により、交通安全の日の交通安全に有効なものとなるよう、計画を適切に運用してまいります。	-
8	第1編第2章第2節 第1の柱(4)	自転車の運転マナーの向上に力を入れてほしい。それには集中した警察の取り締まり・指導が効果的である。通勤で急いでいる人に対して指導ができないとの話を聞いたが、指導時期を1カ月くらい前から予告すれば、当日は足を止められても仕方がないと考えたり、予告そのものが指導につながると思われる。実験的にこのような取組ができないものか。	平成27年6月より、自転車運転者講習制度が開始されたことに伴い、危険な運転者に対する取り締まりが行われているところです。また、マナーの向上についても関係団体が連携を取りながら、引き続き啓発を図ってまいります。	-
9	第1編第2章第2節 第1の柱(4)	高齢者の自転車運転について、身体機能の衰えが事故の原因となるので、必要な身体機能のチェックを健康診断に追加できないものか。	高齢者が健康診断を受診する機会が様々であり、効果的な方法を研究する必要がありますと考えます。今後、新たな取組を検討する際の参考とさせていただきます。	-
10	第1編第2章第2節 第1の柱(4)	高校生世代の安全教育について、県立、私立の学校があることなどから、市が直接進めるのは難しいと思われるので、自転車を販売するときに保険加入の促進を図るなど、協力的な事業者インセンティブを与えてはどうか。 また、駐輪場の申込みにあたり、安全教育を受けた高校生にインセンティブを与えることについては、現役高校生とよく話をし、どのような方法が効果的かを確認したうえで、実施するとよいと思う。	自転車の安全利用については、市内の自転車利用者を対象とした安全利用講習会を開催しているほか、保険加入について、自転車の販売店等との連携を図ることとしております。事業者へのインセンティブの付与については、今後の取組の参考とさせていただきます。 駐輪場の申込みについては、自転車安全利用講習会のインセンティブとして優先権を与えているところであり、受講者へのアンケートも実施しております。なお、高校生を対象とした教育効果の把握などは、今後の取組の参考とさせていただきます。	-
11	第1編第2章第2節 第3の柱(3)	防犯と交通事故防止の観点から、自治会、町内会等が設置し管理する防犯街灯の整備促進の助成充実に努める。 自治会等が未設置のところは、市が積極的に関与する。	千葉市防犯街灯補助金交付要綱により、町内自治会等が行う防犯街灯の設置及び維持管理に係る経費の助成を行っております。	-

No.	該当箇所	意見の概要	市の考え方	修正
12	第1編第2章第2節 第3の柱(11)	生活道路に隣接する民家の生垣、庭木のはみ出しについて、剪定に際しての所有者への協力や、国へ道路管理者の維持管理権限の強化について、法的な整備を求める。	私有地からの樹木・植栽の張出により、道路の通行上支障があると判断されるものに対する指導は、(11)交通安全に寄与する道路交通環境の整備 中「イ 不法占用物件の排除等」に含まれると考えており、道路法により所有者等へ適切な管理を行うよう指導しています。(私有地が空き家の場合は、空家等対策の推進に関する特別措置法により対応。) また、緊急性があるものについては、道路法の規定に基づき剪定等の対応を行えることから、現時点では、道路管理者の権限強化を国に求めることは考えておりません。	-